

<レバンガ北海道バスケットボールアカデミー 規約>

第一条（名称）

本アカデミーは、レバンガ北海道バスケットボールアカデミー（以下、「本アカデミー」）と称する。

第二条（所在・管理運営）

本アカデミーは、北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60に主たる事務所を置き、運営は株式会社レバンガ北海道（以下、「クラブ」）が行う。

第三条（目的）

本アカデミーは以下の4つの目的掲げる。

- ・バスケットボールの知識を教え、正しくスキルを向上させる。
- ・子どもたち一人ひとりの感性を大切に伸ばすことで、可能性を広げる。
- ・集団スポーツの特性を生かし、チームとしての規律やスポーツ選手としての心を育てる。
- ・バスケットボールを行うことで、身体を動かすことの楽しさを教え、健全な身体づくりをサポートする。

第四条（入会資格）

本アカデミーに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- 1、本アカデミーの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- 2、スポーツを行うに適した健康状態であるもの。

第五条（入会手続き）

本アカデミーに入会を希望するものは所定の手続きに従い、本アカデミーに申し込むものとする。

所定の手続きを終え、本アカデミーが入会を認めた者（以下、「アカデミー生」）は、別途定める受講日から本アカデミーに参加することができる。

第六条（会費等）

本アカデミーに入会をする者は、本アカデミーが別途定める所定の入会金及び2ヶ月受講料を納入するものとする。なお、月の途中から入会する場合は初回受講日より起算し2ヶ月分の納入とする。

- 2、入会受理後、本アカデミー事務局より「入会金および2ヶ月分受講料お支払い案内」ならびに「預金口座振替依頼書」をお渡しいたします。
- 3、入会3ヶ月目からは毎月27日に当月の受講料が口座より自動引き落としとなります。
- 4、新年度更新時、更新料を納入するものとする。

第七条（会費の不返還）

一旦入金された入会金等は入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第八条（受講料の滞納）

アカデミー生が受講料の納入を連続して3ヶ月間怠ったとき、本アカデミーは指導を停止、または当該アカデミー生を退会させることができる。

第九条（指導内容）

本アカデミーは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

第十条（受講日及び時間）

本アカデミーの受講日、時間については、クラブが事前に定めた年間スケジュールに準拠する。

2.天災や感染症などのやむを得ない事情が発生した場合、定められた受講日、時間等を変更または中止することがある。

その場合は、事前にアカデミー生に通知する。

第十一条（アカデミー生のモラル）

アカデミー生は次の事項を厳守しなければならない。

- （1）本アカデミーの目的に沿うよう努めること。
- （2）本規約及び本アカデミーが定める諸規則を遵守すること。
- （3）アカデミー生はレバンガ北海道の一員であることを自覚し、本アカデミーが指定したウェアを着用し、常に品位を保つよう努めること。

第十二条（クラブへの連絡）

下記に該当する場合、アカデミー生は速やかにクラブへ連絡するものとする。

- ・体調不良などによりアカデミー、イベントを欠席する場合
- ・休会、退会、その他ご連絡・問合せについて

第十三条（休会）

本アカデミーの休会（1ヶ月以上2ヶ月以下継続して休む場合をいう）を希望するアカデミー生は、休会希望月の前月末日までに、クラブが定める所定の届け出により休会する事ができる。

2.休会の期間は最長2カ月間として、休会の期間を経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我等の理由で本アカデミーが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。

3.休会期間中の受講料の納入は発生しない。

第十四条（退会）

退会を希望するアカデミー生は、退会希望月の前月末日までに、クラブが定める所定の方法によりその旨を届け出なければならない。期日を過ぎた場合は当月の受講料を徴収するものとする。

2.退会後、再入会する場合は、再度、入会金及び受講料を支払わなければならない。

第十五条（アカデミー生の変更事項）

アカデミー生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記入事項に変更があった場合には、クラブが定める所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第十六条（除名）

クラブは、本規約に違反する等、アカデミー生としてふさわしくないと認めた者に対し、本アカデミーを退会させることができる。

第十七条（事故の責任）

アカデミー生は、本アカデミーが行い、あるいは参加する活動並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本アカデミー及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

2.アカデミー生はクラブが指定する傷害保険に必ず加入するものとする。

第十八条（休校・閉鎖）

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のアカデミー運営を継続することが困難となる事由が生じたときは、本アカデミーを休校もしくは閉鎖することがある。

第十九条（写真・映像）

本アカデミーの活動風景を撮影した写真及び映像を本アカデミー及びクラブのホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

第二十条（個人情報の取扱い）

本アカデミーは法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき個人情報を厳正に取り扱うものとし、本アカデミー及び共催企業・団体（共催の場合）における業務上のご連絡・手続き・管理等の正当な目的以外では使用いたしません。

第二十一条（細則）

本規約に定めのない事項及び運営上、必要な細則は、決定後都度、本アカデミーよりお知らせすることとする。

第二十二条（改訂）

本規約の改訂はクラブがその運営上、必要且つ相当であると合理的に認める場合、改訂できるものとする。なお、変更内容はクラブのホームページ等に開示する。

第二十三条（発効・施行）

本規約は2013年3月1日より発効・施行するものとする。

本規約は2013年6月1日一部改訂。

本規約は2014年3月1日一部改訂。

本規約は2014年4月1日一部改訂。

本規約は2015年8月20日一部改訂。

本規約は2016年6月7日一部改訂。

本規約は2016年10月25日一部改訂。

本規約は2017年8月10日一部改訂。

本規約は2017年11月3日一部改訂。

本規約は2018年3月12日一部改訂。

本規約は2018年10月1日一部改訂。

本規約は2024年8月1日一部改訂。

＜レバンガ北海道エンターテイメントアカデミー 規約＞

第一条（名称）
本アカデミーは、レバンガ北海道エンターテイメントアカデミー（以下、『本アカデミー』）と称する。

第二条（所在・管理運営）
本アカデミーは、北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60に主たる事務所を置き、運営は株式会社レバンガ北海道（以下、クラブ）が行う。

第三条（目的）
本アカデミーは3つの目的を掲げる。

- ・夢のある場所
- ・笑顔になれる場所
- ・特別な体験が出来る場所

第四条（入会資格）
本アカデミーに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。
1、本アカデミーの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
2、活動する際に適した健康状態であるもの。

第五条（入会手続き）
本アカデミーに入会を希望するものは所定の手続きに従い、本アカデミーに申し込むものとする。
所定の手続きを終え、本アカデミーが入会を認めた者（以下、アカデミー生）は、別途定める受講日から本アカデミーに参加することができる。

第六条（会費等）
本アカデミーに入会をする者は、本アカデミーが別に定める所定の入会金及び2ヶ月受講料を納入するものとする。
2、入会受理後、本アカデミー事務局より「入会金および2ヶ月分受講料お支払い案内」ならびに「預金口座振替依頼書」をお渡しいたします。
3、入会3ヶ月目からは毎月4日に翌月の受講料が口座より自動引き落としとなります。
4、新年度更新時、更新料を納入するものとする。

第七条（会費の不返還）
一旦入金された入会金等は入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第八条（受講料の滞納）
アカデミー生が受講料の納入を3ヶ月間怠ったとき、本アカデミーは指導を停止し、または当該アカデミー生を退会させることができる。

第九条（指導内容）
本アカデミーは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

第十条（受講日及び時間）
本アカデミーの受講日、時間については、アカデミーが定めた年間スケジュールによる。
2.天災や感染症などやむを得ない事情が発生した場合、定められた受講日、時間等を変更または中止することがある。
その場合は、事前にアカデミー生に通知する。

第十一条（アカデミー生のモラル）
アカデミー生は次の事項を厳守しなければならない。
（1）本アカデミーの目的に沿うよう努めること。
（2）本規約及び本アカデミーが定める諸規則を遵守すること。
（3）アカデミー生はレバンガ北海道の一員であることを自覚し、本アカデミーが指定したウェアを着用し、常に品位を保つよう努めること。

第十二条（スクールへの連絡）
下記の内容に記す場合は本アカデミー事務局へ連絡するものとする。
・体調不良などによりアカデミー、イベントを欠席する場合
・休会、退会、その他ご連絡・問合せについて

第十三条（休会）
本アカデミーの休会（1ヶ月以上2ヶ月以下継続して休む場合をいう）を希望するアカデミー生は、前月13日までに届け出なければならない。

2.休会の期間は2ヶ月以内として、休会の期間を経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、怪我などの理由で本アカデミーが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3.休会期間中の受講料の納入は発生しない。

第十四条（退会）
退会を希望するアカデミー生は、退会希望月の前月13日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。期日を過ぎた場合は通常の受講料を徴収するものとする。
2.退会后、再入会する場合は、再度、入会金及び受講料を支払わなければならない。

第十五条（アカデミー生の変更事項）
アカデミー生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記入事項に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第十六条（除名）
本規約に違反する等、アカデミー生としてふさわしくないと認めた者に対し、本アカデミーは退会させることができる。

第十七条（事故の責任）
アカデミー生は、本アカデミーが行い、あるいは参加する活動並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本アカデミー及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2.アカデミー生はクラブが指定する傷害保険に必ず加入するものとする。

第十八条（休校・閉鎖）
天災地変、社会情勢の変化、その他通常のアカデミー運営を継続することが困難となる事由が生じたときは、本アカデミーを休校もしくは閉鎖することがある。

第十九条（写真・映像）
本アカデミーの活動風景を撮影した写真及び映像をアカデミー及びレバンガ北海道のホームページ、その他プロモーションに使用する場合がある。

第二十条（個人情報の取扱い）
本アカデミーは法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき個人情報を厳正に取り扱うものとし、本アカデミー及び共催企業・団体(共催の場合)における業務上のご連絡・手続き・管理等の正当な目的以外では使用いたしません。

第二十一条（細則）
本規約に定めのない事項及び運営上、必要な細則は、決定後都度、本アカデミーよりお知らせすることとする。

第二十二条（改訂）
本規約の改訂は会社がその運営上、必要且つ相当であると合理的に認める場合、改訂できるものとする。なお、変更規定の内容はクラブのホームページ等にて行うものとする。

第二十三条（発効・施行）
本規約は2022年9月1日より発効・施行するものとする。
本規約は2024年8月1日一部改訂。